

障害者雇用状況報告書

令和 年 6 月 1 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、
下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

A 事業主

(ふりがな)
法人名称

(ふりがな)
氏名又は代表者氏名

③ 法人番号

住 所

法人にあっては主たる事業所の所在地

(TEL. — —)

① 事業の種類

産業分類

② 事業所の数

B 雇用の状況

区分

合計

C 事業所別の内訳

④ 適用事業所番号

⑤ 事業所の名称

⑥ 事業所の区分
1 特例子会社に含まれる事業所
2 指定就労継続支援A型事業所
3 上記1及び2以外

⑦ 事業所の所在地

⑧ 事業の内容

⑨ 除外率

⑩ 常用雇用労働者の数

(i) 常用雇用労働者の数
(短時間労働者を除く)

(r) 短時間労働者の数

(v) 常用雇用労働者の数
【(i)+(r×0.5)】

(c) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数

⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

(s) 重度身体障害者の数

(h) 重度身体障害者以外の身体障害者の数

(t) 重度身体障害者である短時間労働者の数

(f) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数

(l) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数

(x) 身体障害者の数
【(s×2)+(t+(f+l)×0.5)】

(k) 重度知的障害者の数

(g) 重度知的障害者以外の知的障害者の数

(o) 重度知的障害者である短時間労働者の数

(h) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数

(z) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数

(i) 知的障害者の数
【(s×2)+(t+(f+l)×0.5)】

(v) 精神障害者の数

(j) 精神障害者である短時間労働者の数

(q) 精神障害者である特定短時間労働者の数

(k) 精神障害者の数
【(v)+(j×0.5)】

⑫ 計
【⑪の(x)+⑩の(r)+⑩の(k)】

⑬ 実雇用率
(⑫/⑩)×100

⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数
【(⑩のc-法定雇用率)×⑫】

D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数

視覚障害者（第1号に該当する者）

聴覚又は平衡機能障害者（第2号に該当する者）

音声・言語・そしやく機能障害者（第3号に該当する者）

肢体不自由者（第4号に該当する者）

内部障害者（第5号に該当する者）

E 障害者雇用推進者

役職名

氏名

F 記入担当者

所属部署名

氏名

（記載上の留意事項は、裏面にあります。）

安定所
処理欄

様式第6号 (裏面)

〔注意〕

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条、第45条の2又は第45条の3の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、法第44条の特例における子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 5 ⑧欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 6 ⑨欄には、⑧欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 7 ⑩(イ)欄並びに⑪(ホ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(レ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。
- 8 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数に⑨欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 9 ⑩(ハ)及び(ニ)欄、⑪(ス)、(タ)及び(ネ)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 10 ⑪欄及び⑫欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 10-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、⑪(リ)欄に重度身体障害者、⑪(ヨ)欄に重度知的障害者、⑪(ヲ)欄に精神障害者の数をそれぞれ記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 10-3 ⑩(ロ)欄、⑪(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(ク)欄には、特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 11 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ⑭欄には、⑩(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5、特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。）にあつては100分の2.8であること。
- 13 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。
- 14 E欄の障害者雇用推進者とは、法第78条第2項の規定に基づいて選任される者をいうもので